○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退…………

同

:

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

(障害福祉課)

: :

同

サービス事業の廃止の届出………………… (

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出…

同

:

○公共測量の実施…………

○右 〇右

林

政

課) :: 三

同

: ≡

第百十六号

〇右

県上

局域 :

同.....

示

(水曜日) 二月五日

令和

青森県告示第七十号

より公示する。 のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次

令和二年二月五日

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

○介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス ○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………

> 保高 険 福

課祉

:

告

示

目

次

○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防

同

福 五丁目-	氏 名 所在地名	指定居宅サービス
九大 の 八字 野	又 は 住所 の	事業者
訪問介護	0	ご居 スキ サ 重
ション パーステー	名称	事居宅サー
五丁目九0	所在	業 業を
の字 八中 野	地	所う
二令 · 和 三 一	年月日	指定

青森県告示第七十一号

第七十八条第二号の規定により公示する。 定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により、 同法

令和二年二月五日

監

理

課) ::

: [25] : 四 : ≕

同

:

同同同

五		五.		
氏 名 所在地又は住所 の	指定居宅サービス事業者			
類ス の 種	サ居 ビ宅			
名	行居 宅 うサ	主		
 所	事ビス	青森県知		
在地	業事業を	事		
年 月 日 日	国廃 止 出の	三村		
月	廃	申		
———	<u> </u>			

○特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

公

告

文県

課活

				た	Ø)	青						
氏名 称 又は	事定介護		令和二年二月五	ので、	の指定介護予防サ	青森県告示第七十二号	田法社 湖人会 会十福 和祉	孝 信 会 人	和有 心 会 社	苑法社 八 双 樹 祉	会法社 人 。 峰 春 社	会法社 人 長福 慶祉
所在地又は住所主たる事務所の	業者		二月五日	同法第百十五条の十:	¬防サービス事業者から介護予防ム(平成九年法律第百二十三号)	%七十二号	九瀬字下川目二の 日二の 明本 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	下タ九八の七三戸郡田子町大	五二の一 派字長坂道北一 黒石市大字東野	二四八の二〇五 大字寺別字西田 東津軽郡今別町	の八 町朝日山三五三 五所川原市金木	字亀田五三の三
種ビ 類ス の	防介 サ護 ー予			十第二号の	者から介第百二十	}	護訪 問介	介所短 護療期 養入	護訪 問 介	護所介	護訪 問 看	護訪 問 介
名称	事介 業 養 予	青本		の規定により	護予防サー三号)第百		楽事訪 園業問 所介 湖護	くは さ ま す ト	う」 ビス し ょゆ し ょゆ	りタスイ今 ーセー ひよンビデ	シ護 き さ ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	タルホー トプロー マン マン カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ
所在地	行う事業所	青森県知事		り公示する。	ビーナ		二 奥瀬字下川 五 八 川 日 市 大 京	の七 大字田子字 大字田子字 大字田子字	の二 川字富田 一 田 十 二	三西田二四八十二四八八十二四八八十二四八八十二四八八十二十二十二十二十二十二十二十二十	○の一二三十二二三十二二三十二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	の 三 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
年届月日出	止	三村			る 旨 規	\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	日字 元·三·二 二	八上町 元 三 三 三	○中 	の字別 - - - - - -	七〇金	三坂 三安 元令和 三三三
年月日		申吾			の届出があ	}	= -	"	11. 1.111	元・二・三0	: : :	元令 ·_和 =- = =
					っ次							

青森県告示第七十三号

会法社 人会 峰福 寿祉

の八町朝日山三五三

看防介 護訪護 問予

シ護きフサ ョス訪いン ンテ問きラ 1 看いイ

○木 の の の 声 野 二 三 七 〇

三令 ・和 一: 10

=令 ・和 ・ ー

う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行

令和二年二月五日

青森県知事

三

村

申

吾

代これ代と	名	事指定
運社転ほ	称	障害
六北弘前市大京	所主たる事	業祖サ
一六字が一次字が一次字が一次字が一次字が一次である。	世務所の	l ビ 者ス
訪問 問 所 重 所 重 介 護 介	の種類	害
ほりこし カー令和 とのこし	名称	事障害福祉
六北弘	所	サ 業 ー ビ
前市大字	在	* でスを行う
の城 一東	地	所う
三 令 和 三 一	年月日	指定

青森県告示第七十四号

令和二年二月五日

区	
分	
名	
称	
所	
在	
地	
年変 月 日更	

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

青森県告示第七十五号

がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

令和二年二月五日

青森県知事 三 村 申

吾

あいだクリニック	つがる薬局店	名
		称
青森市合浦一	五所川原市字	所
丁目二の二一	所川原市字川端町三の四	在
		地
"	二令 一·三	年 月 日

青森県告示第七十六号

次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

令和二年二月五日

青森県知事 三 村 申

吾

つがる薬局店	名
	称
五所川原市字	所
于川端町三の四	在
	地
三令 ・和 三 一	年指 月 日定

医療法人あいだクリニック	保険調剤薬局ファーマシー
青森市合浦一丁目二の二一	弘前市大字代官町九一の三
"	"

青森県告示第七十七号

て準用する同法第三十条の規定により告示する。知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三におい農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

令和二年二月五日

青森県知事

三

村

申

吾

ことがこう丁芹菩提ドエリン一、エリン三、エリンリ、エリな指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上北郡七戸町字菩提木五四の一、五四の三、五四の四、五四の一一、字尾山頭

○ ---

土砂の流出の防備 一 保安林として指定された目的

□ 立木の伐採の方法 変更後の指定施業要件

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び七戸町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七十八号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

規定により告示する。

知があったので、森林法 て準用する同法第三十条の規定により告示する (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三におい

令和二年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

六八の四五、一六八の四九から一六八の五一まで 二、一六八の一七から一六八の一九まで、一六八の二四から一六八の三四まで、一 に限る。)、一六八の六、一六八の七、一六八の九、一六八の一一、一六八の一 十和田市大字深持字若狭一三二から一三五まで、一六八の二(次の図に示す部分

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めない。

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

青

水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。) 「「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林 次のとおりとする。

青森県告示第七十九号

年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の 次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法(昭和二十六

令和二年二月五日

青森県知事

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三 村 申 吾

> て次の図に示す部分に限る。)、二二六の三、大字四ツ石字前岳四、 青森市大字合子沢字山崎二二六の二・二二七の二・二二七の六(以上三筆につい 五.

保安林として指定された目的

水源の涵養

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

2 1 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係 主伐に係る伐採種は、 定めない。

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林 次のとおりとする。

水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第八十号

規定により告示する。 年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の 次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法 (昭和二十六

令和二年二月五日

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東津軽郡平内町大字外童子字滝ノ沢一二の一〇七二

保安林として指定された目的

変更後の指定施業要件

土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

青 森 県 報

> (\Box) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、 関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場

に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第八十一号

量法 三項の規定により公示する。 測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第 測

令和二年二月五日

青森県知事

 \equiv 村 申 吾

八戸市 測量計画機関

測量の種類

公共測量(三級基準点測量作業

三 測量の期間

令和二年一月二十日から同年二月二十九日まで

几 測量の地域

八戸市大字売市地内

三級基準点一点

青森県告示第八十二号

量法 測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第

三項の規定により公示する。

令和二年二月五日

青森県知事 三 村 申

吾

測量計画機関

国土交通省東京航空局青森空港出張所

 $\stackrel{-}{\rightharpoonup}$ 測量の種類

公共測量(二級基準点測量及びGNSS水準測量

 \equiv 測量の期間

令和元年九月十七日から令和二年一月十七日まで

四 測量の地域

青森空港内

公

告

規定による公告 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款

令和二年二月五日

青森県知事 三 村 申

吾

申請のあった年月日

令和二年一月二十二日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人六ケ所村体育協会

<u>=</u>

三 代表者の氏名

四 主たる事務所の所在地

一北郡六ケ所村大字尾駮字野附九九二

Ŧī. 定款に記載された目的

スポーツ交流・健康づくりに関する事業を行い、地域住民の健康維持及び増進に寄 この法人は、六ケ所村を中心とする地域住民を対象に、スポーツの普及・振興と

与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

る 建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 次のとおり

令和二年二月五日

青森県知事 \equiv 村

申

吾

る。

主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字森ケ沢五九の四

代表者の氏名 三浦敏明

商号又は名称

株式会社小又建設

 \equiv

四 許可番号 青森県知事許可(特—二九)第一〇四七二号 取消年月日 令和元年十一月二十一日

六 五 取消しに係る建設業の許可 造園工事業に係る特定建設業の許可

七

認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 令和元年十月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確 取消しの原因となった事実

建設業者の許可の取消し

る。 建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

令和二年二月五日

青森県知事

三 村 申

吾

商号又は名称 有限会社中善建設

代表者の氏名 中村善一郎

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字赤沼字下平六一九の二

> 六 五 四 許可番号 青森県知事許可(般―三〇)第一六六一一号

取消年月日 令和元年十一月二十日

取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となった事実 管工事業に係る一般建設業の許可

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成三十一年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、

青森市長島一丁目一 青森市長島一丁目一 番

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行

県号

定価小口一枚ニ付十五円七十三銭